

都道府県からの質問・要望事項に対する回答

資料7

| 番号       | 都道府県名 | 件名                   | 内容   | 環境省回答  |
|----------|-------|----------------------|--|--|
| 1        | 神奈川県  | ①予算（概算要望・本要望・内示）について | 環境保全施設整備交付金は現状、国立公園のみ要望の照会があるが、国立公園については、何年度から要望を開始する予定なのか。  | 環境保全施設整備交付金は、交付要綱上、国立公園等整備事業においても対象としているところですが、現状では国立公園整備事業の更新需要が増加傾向に有ること等の理由から、国立公園等整備事業に対する予算配布が出来ない状況であり、要望も受け付けておりません。国立公園等整備事業については、当面の間、引き続き自然環境整備交付金による事業執行をお願いいたします。  |
| 2        | -     | ①予算（概算要望・本要望・内示）について | 申請した交付金に査定が入る場合は、<br>①早い時期に内々にお知らせ頂く（県の予算編成に間に合う時期に）<br>②最終年度の県は、優先的に予算付け頂くという工夫をして頂けないかと思えます。（せめて最終年度だけでも）<br>そもそも、申請した交付金を査定する場合には、査定理由をお示し頂きたい。                         | 近年、都道府県からの要望額と環境省の予算額には大きな差があり、査定せざるを得ない状況であることをご理解願います。<br><br>①国の予算編成と都道府県の予算編成時期には違いがあり、国の予算額の確定時期は、例年年末となっています。このため、県の予算編成に間に合うよう内示するのは非常に厳しいことをご理解願います。<br>②他の都道府県の要望状況にもよりますが、整備計画が最終年度の都道府県については、優先的に予算付けできるよう努力します。なお、整備計画の進捗については、個別に相談してください。<br><br>なお、本交付金の査定は、都道府県の要望額に対し一律カットはしておらず、自然環境整備計画や本要望調書等の内容により都道府県毎に査定額を決めています。 |
| 3        | 福井県   | ②整備計画について            | ①国立、国定、長寿命化等の整備計画については5年間で計画しているが、その後について新たに5年間で計画を作成するのか。（特に国立公園は今年度が最終年度）<br>②整備計画にはない新規の事業で、事業進捗を早めるために先行して設計委託のみ発注したいが、整備計画の最終年度の場合は委託の発注はできないのか（新整備計画の年度まで待つ必要があるのか）。 | ①貴見のとおりですが、新たな整備計画の期間は5年にとらわれず、原則として3年から5年程度で作成をお願いします。<br>②貴見のとおり。資料4「事務手続きの手引き」3頁に記載のとおり、施設整備の交付金のため、計画年度内に施設本体の成果を残す必要があります。  |
| 10/7追加質問 | 岐阜県   | ②整備計画について            | 整備計画に記載の事業はすべて終わらせなければならないのか。  | 整備計画は、より長期的な視点で効率的かつ計画的な目標として作成するものであり、基本的には「整備計画に記載した事業をすべて完了させる」ことが前提です。ただし、予算の都合や優先順位の変更等に伴う整備計画の変更はその都度行うことができるため、必要に応じて見直しを行い、実情に応じた整備を順次行っていただきたいと思います。<br>（その場合でも、例えば測量設計と工事が必要な事業に対して、測量設計だけで終わるような整備計画は認められません。）  |

| 番号       | 都道府県名 | 件名          | 内容   | 環境省回答  |
|----------|-------|-------------|--|--|
| 4        | 島根県   | ③交付対象事業について | <p>【要旨】<br/>展望施設が交付金対象とならない理由について</p> <p>【説明】<br/>交付金取扱要領別紙1の1, ツでは施設に係る付帯施設は交付対象とされている。<br/>公園事業上、園地の付帯施設とされている展望施設（公園利用者が自然の風景を眺望するために設けられる施設。展望台、あずまや等。）が、交付金事業の対象とはならないとされている理由を確認したい。</p> | <p>「展望施設」は従前から交付金事業上認めておりません。なお現況は、休憩施設として整備することで、展望施設としての機能を持たせた整備をすることが可能な場合があります。</p>   |
| 5        | -     | ③交付対象事業について | <p>交付金の対象となる再整備と、対象とならない補修の分けは。また、近年の整備・再整備の事例はどの様なものがあるか。</p>   | <p>工事の目的物が財産として登録する必要がある整備が交付対象となります。ただし、前述の説明の整備と密接に関わり、一体的に工事をする必要がある整備については、包括的に対象とすることもあるので、都道府県の判断により実施せず、具体については、自然環境整備課に相談してください。<br/>環境省のホームページには、「自然環境整備交付金を活用した整備事例」が掲載されていますので、参考としてください。</p> <p>(参考)<br/>「補修」という言葉は、「補修＝維持管理」として、耐用年数が過ぎる前に手を加えるなどの、小規模なものの意味合いが強いと考えます。</p> |
| 6        | -     | ③交付対象事業について | <p>自然環境整備交付金の交付対象となる「付帯施設」は、平成3年7月5日付環境庁自然保護局長通知「国立公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて」の別表に記載されている付帯施設という理解でよいか。<br/>また、付帯施設として指導標識は記載されていないが、歩道や園地施設の一部と考えてよいか。</p>  | <p>付帯施設については、「国立公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて」の別表を踏まえて判断しますが、自然環境整備交付金取扱要領別紙1及び別紙2に掲げられていない施設を付帯施設として交付対象とすることはできません。<br/>なお、標識については、道路や歩道等の公園施設にその一部として含まれるものです。</p>   |
| 7        | 岐阜県   | ③交付対象事業について | <p>交付金対象事業（工事）を複数年の工期で契約することを可能にしてほしい。山岳地帯では交付決定後に入札等の手続きを行っているのは雪の関係で工期が短く、実質的に単年度の完成は難しい。</p>  | <p>同様のご要望は複数頂いているところ、継続的に検討を進めますが、国の予算制度の根幹となる「単年度主義」から外れることを考慮すると現実的には難しいものと認識しています。</p>  |
| 10/7追加質問 | 奈良県   | ③交付対象事業について | <p>「既存施設の撤去のみは不適切」としている点について、位置を変えての再整備の場合はどうなるのか。</p>   | <p>必ずしも同じ場所ではなくても、再整備を行う場合は撤去も交付対象と考えていただいて問題ありません。ただし、例えば園地の中など「一定の範囲」であれば認めますが、具体の距離を示すことは難しいので一度ご相談ください。<br/>なお「一定の範囲」とは、国立または国定公園内であれば主に事業決定の範囲のことを指します。長距離自然歩道の場合は、“路傍に整備”することを目安に、自然歩道の利用者が利用しやすい範囲と考えます。</p>  |
| 10/7追加質問 | 奈良県   | ③交付対象事業について | <p>「撤去」と「再整備」の順序が逆でも問題ないか。</p>   | <p>問題ありません。ただし予算要望を行う前の段階で、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業決定されているか（公園内の場合）</li> <li>・財産処分の手続きが必要か</li> <li>・財産台帳に記載があるか</li> <li>・国費補助が入った施設かどうか</li> <li>・所有者</li> <li>・耐用年数及び経過年数</li> </ul> <p>以上のような点をあらかじめご確認いただき、スムーズな執行に努めてください。</p>                              |

| 番号               | 都道府県名 | 件名             | 内容   | 環境省回答   |
|------------------|-------|----------------|--|---|
| 10/7<br>追加<br>質問 | 佐賀県   | ③交付対象事業について    | 「撤去」と「再整備」の整備年度が分かれていても問題ないか。  | 同一整備計画の中であれば、年度は分かれていても問題ありません。ただし、撤去のみの工事で終わるのは不可としているため、一連の整備（撤去と再整備がセット）であることを確認できる資料等を交付申請及び実績報告の際に添付してください。  |
| 10/7<br>追加<br>質問 | 佐賀県   | ③交付対象事業について    | ハイカーズマップに載っている長距離自然歩道の支線は交付対象か。  | 支線についても、長距離自然歩道整備計画（自然環境整備計画とは別物）に記載されているものであれば交付対象です。ハイカーズマップだけの確認は適当ではありません。  |
| 8                | 石川県   | ④交付申請・交付決定について | 交付申請書作成業務の迅速化を図るため、交付申請に添付する本工事費内訳表（設計書）を概算書等に簡素化出来ないか。  | 資料6「交付手続きに関する記載例等について」の22頁及び31頁の記載例にあるとおり、概算設計書で交付申請することを認めています。必ずしも入札用の積算内訳書でなくても、内容が分かる概算設計書等であればよいです。  |
| 9                | 岩手県   | ④交付申請・交付決定について | ・交付決定前着工の制度について<br>他省庁の事業関係では、6月頃から工事等を行いたい場合、交付決定前着工届を提出により、内示後すぐに工事等を進めて行ける制度があるが、自然環境整備交付金には同制度が無いようですが、6月（雪解け後すぐ）から工事着手する方法はないでしょうか。<br>山間部の工事において、5月末頃に決定になった場合、それから工事起案をして、契約になるまでの期間が約2ヶ月かかることから、7月末の契約となり実質工事期間が2ヶ月程度しか取れず、繰越になることが多いため。 | 交付決定前着工（着工）の制度導入については、交付要綱の改正はもとより、当省会計担当部局及び財務省との調整が必要であり、本交付金事業の性格上導入可能かどうかを含め、継続的に検討を進める予定です。<br><br>現行の制度の中で可能なことは、『交付申請手続の早期発出・早期決定』に尽きます。例年、当初予算の内示は、国の予算成立後の4月1日以降速やかに行っております。内示後、即時交付申請手続を進められるよう、前年度の段階から書類の調製等に着手することをおすすめします。また、交付決定の迅速化についても、省内関係部局とも調整し、改善に努めているところです。 |
| 10               | 島根県   | ④交付申請・交付決定について | 【要旨】<br>交付金交付決定前着工を制度化し、早期執行による円滑な事業実施<br>【説明】<br>例年、交付決定が6月頃となり、工期が積雪地帯等では非常に厳しく、建設業界における働き方改革に資するためにも、他の省庁の交付金では制度化されている『交付金交付決定前着工』を制度化されたい。  |   |
| 11               | 島根県   | ④交付申請・交付決定について | 【要旨】<br>交付金交付申請に係る提出書類の簡素化<br>【説明】<br>他の省庁の交付申請には不要である『本工事費内訳、測量設計費内訳、写真、平面図、詳細図等の図書』を求められており、申請に多大な労力と時間を要している。よって、この図書の添付を不要としてもらいたい。  | 交付申請書等のその他添付資料については、個々の事業が各種法令や交付要綱等に基づいているか、交付対象事業として認められるかなどを確認するため、必要最低限のものと認識しています。他方、事務手続軽減の一環としての簡素化については、引き続き検討してまいります。  |
| 12               | 宮崎県   | ④交付申請・交付決定について | 交付決定を受けた箇所で、整備計画に記載している内容を前倒して実施する場合、交付金額の変更は行わないが、変更交付申請を提出すべきか。<br>また、交付決定を受けた箇所で、整備計画に記載していない内容を実施する場合、交付金額の変更は行わないが、変更交付申請を提出すべきか。   | いずれも変更の程度によるので、当該事例が発生した際には、個別にご相談ください。（資料5「交付手続きに関するQ&Aについて」の16頁も参照願います。）  |

| 番号               | 都道府県名 | 件名                | 内容   | 環境省回答  |
|------------------|-------|-------------------|--|--|
| 10/7<br>追加<br>質問 | 島根県   | ⑤実績報告・額の確定について    | 実績報告の期限延長は検討できないか。他省庁では概算払いの場合6月末まで認めている。  | 現行規定では、年度内処理（出納整理期含め）が必要であり、現状日程の延期は難しいと考えます。  |
| 10/7<br>追加<br>質問 | 島根県   | ⑤実績報告・額の確定について    | 実績報告の提出について、繰越事業の場合、3月31日事業完了だとプラス30日が提出期限となるのか。   | 繰り越された年度が当年度と同様の扱いとなるので、4月10日までが提出期限となります。   |
| 13               | 鳥取県   | ⑥遅延報告・繰越について      | 平成30年度国補正予算（第2号）で交付を受けた事業について、年度末交付であったため繰越で執行することとしているが、平成30年度の災害復旧事業が優先的に受注され、自然環境整備事業については入札不調が生じ、年度内執行が不可能となっている。この場合、事故繰越として執行することは可能か。                                   | 事故繰越は、歳出予算のうち、年度内において支出負担行為（＝交付決定）を行い、その後の避け難い事故のために、年度内に支出が終わらなかった場合に翌年度に繰越をすること、とされています。<br>よって、入札不調のみを理由とした事故繰越は基本的に不可と考えられますが、効率的・効果的な事業執行の観点からも繰越制度は有用なもので有ることから、交付元省庁として個別具体的にご相談を頂ければ、適宜対応させて頂きたいと考えます。 |
| 14               | 鳥取県   | ⑦交付要綱・適化法上の解釈について | 交付金対象の事務費は旅費、庁費とされているが、人件費の執行は可能か。出先事務所の事業執行にあたり監督補助員の人件費予算が必要となっている。<br>○参考<br>自然環境整備交付金交付要綱に係る事務費の内訳費目として旅費、庁費が位置付けられているが、細目には人件費が明記されていない。他方、他の交付金には、庁費として人件費が明記されているものもある。 | 事務費については、交付要綱の別表にその内容を記載しております。ご質問の監督補助員の人件費については、別表にも「賃金」の記載があり、執行可能と考えます。<br>ただし、別表同欄にも記載のとおり「事業実施に伴う事務処理に直接必要とする」ことが前提ですので、賃金（人件費）の算出にあたっては、他業務との混同が無いよう、経理処理にはご注意ください。                                     |
| 15               | 北海道   | ⑧その他              | ・交付金の年度間調整について<br>北海道では、交付金の執行残を有効に活用するため、交付金の年度間調整（交付要綱第7の2）を行うことを検討している。<br>交付金の年度間調整を行うにあたり、年度間調整の仕組みや、必要な手続き等についてご教示頂きたい。  | 資料4「事務手続きの手引き」の14～17頁を参照願います。  |
| 16               | 栃木県   | ⑧その他              | 自然環境整備交付金（国立公園等整備事業）については交付マニュアルをいただきましたが、自然環境整備交付金（国立公園整備事業）について、交付マニュアルを作成する予定はありますか。  | ・資料4「事務手続きの手引き」、<br>・資料5「交付手続きに関するQ&Aについて」<br>・資料6「交付手続きに関する記載例等について」<br>以上の資料に記載がございますので参照願います。   |
| 17               | 兵庫県   | ⑧その他              | 直轄施行委任事業について、非常に労力がかかるため、事務手続きについて簡素化していただきたい。特に引渡しに係る資料作成は量が多いため、様式6（公文）と設計図書一式の提出のみとしていただきたい。  | 直轄施行委任事業は環境省直轄事業を委任して実施していただくものであり、詳細に事業内容を確認する必要があるため、交付金事業と比べて手続きが煩雑になることについてはご理解をお願いします。<br>引渡し書類は完成調書の書式の指定はありませんので、登録価格報告書以外は工事完成書類等をご活用ください。その他の添付書類を含めて詳細については地方環境事務所とご相談をお願いします。                       |

| 番号       | 都道府県名 | 件名   | 内容  | 環境省回答   |
|----------|-------|------|---|---|
| 18       | 長崎県   | ⑧その他 | 環境保全施設整備交付金について、平成30年2月の取扱要領の改訂に伴って、平成32年度（令和2年度）までの時限で既存施設の長寿命化を目的とする「個別施設計画の策定」も交付対象事業となった。市町村を中心に、個別施設計画の策定が交付対象事業であれば交付金を活用しやすいとの声があった。期間の延長等の予定はないか。 | 政府全体の取組である「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、平成32年度（令和2年度）までにすべての当該施設において、個別施設計画を策定するように指示されていることから期間延長等の予定はございません。         |
| 19       | 宮崎県   | ⑧その他 | 最新の歩掛、諸経費、管理基準等を示していただきたい（測量設計、工事共に）。<br>また、自然公園独自の工種・工法、歩掛等があれば、併せて示していただきたい。  | 現在のところ、最新の歩掛は提示できません。諸経費や管理基準は環境省HPに掲載しているものが最新となっています。また工種等も環境省HPに掲載しておりますのでご参考としてください。                    |
| 20       | 宮崎県   | ⑧その他 | 長距離自然歩道のルート変更を行う場合の事務手続き、フローチャートをご教示いただきたい。また、おおよその処理期間がわかれば、併せてご教示願いたい。  | 長距離自然歩道のルート変更については、長距離自然歩道の担当課である自然環境局自然環境計画課へ直接お問い合わせ願います。   |
| 10/7追加質問 | 宮崎県   | ⑧その他 | 交付金担当者会議は今後も実施する予定か。  | 来年度以降も継続して実施予定です。   |
| 10/7追加質問 | 宮崎県   | ⑧その他 | 「国立公園フォント」の取り扱いについて、国定公園でも推奨するのであれば無償化されないか。  | 当面は国立公園を中心に使用をお願いいたします。国定公園は当面の間有料の予定です。  |
| 10/7追加質問 | 三重県   | ⑧その他 | 財産処分の手続きについて、台帳上のメモで書類は足りるのか。   | 提出いただいたものを基本的に信用いたします。台帳上のメモでもその根拠を問うことはありませんが、詳細は「財産処分基準」に必要書類の明記があるのでご確認いただき、そこに記載されている書類の提出をお願いいたします。    |
| 10/7追加質問 | 三重県   | ⑧その他 | 標識等が耐用年数前に被災等してしまった場合、撤去の際に報告があるか。  | 財産処分承認基準上は、被災に伴う処分については報告が必要です。なお、交付金事務の一環として別に定める「被災報告」も、別途提出が必要です。  |
| 21       | -     | ⑧その他 | 事務費限度額の計算は整理番号単位で計算を行うのか。事業主体ごとで計算することは可能か。   | 事務費の限度額は、整理番号（都道府県単位）の内示の事業費の金額を元に算出してください。なお、事業ごとないし事業主体ごとの振り分けは任意ですので、必要に応じて対応願います。                       |
| 22       | -     | ⑧その他 | 自然環境整備交付金事業において、交付金の交付対象事業者は、「県又は市町村」となっているが、地方公共団体が参画する協議会等についても、交付対象事業者としていただきたい。   | 交付対象事業者については、自然公園法第10条第2項（国立公園事業の執行）、第16条第1条及び第2項（国定公園事業の執行）の趣旨を踏まえて交付要綱において限定しており、地方公共団体以外の団体を含める予定はありません。 |

※「-」が入っている部分は、過去に開催した説明会での内容を一部再修正の上、再掲しているものです。